

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和7年8月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号管理連携システム
②システムの機能	<p>①宛名情報管理機能 各業務システムより番号管理サブシステムへ基本4情報を連携し、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報として管理する。</p> <p>②個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可能とする。</p> <p>③団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理連携システムに連携された個人番号について、番号管理連携システムで保有していない番号の場合、団体内統合宛名番号を採番する。番号管理連携システムの画面より個人番号を入力された場合も同様。既存の業務(宛名)システムごとの団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号の紐付けを管理し、1:1:nの関係性を維持する。</p> <p>④宛名連携機能 各宛名システムより宛名番号、基本4情報を受け取る。</p> <p>⑤個人番号連携機能 住記システムより宛名番号(住民番号)、個人番号を受け取る。</p> <p>⑥個人番号照会機能 各業務システムより指定された宛名番号に紐付く個人番号を返却する。</p> <p>⑦個人情報照会機能 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理する個人情報を照会する機能を提供する。</p> <p>⑧符号管理機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能を提供する。</p> <p>⑨中間サーバー通信機能 中間サーバーとの接続に関し必要な文字コード変換やXML変換等の機能を提供する。</p> <p>⑩中間サーバー宛名情報連携機能 中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。</p> <p>⑪特定個人情報提供機能 未電算業務のCSVデータや既存システムより送付された業務情報をもとに変換を実施し、業務コードチェック後、中間サーバーに連携する。</p> <p>⑫情報照会要求機能 各業務システムからの情報照会に際し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、既存システムより渡された情報をもとに中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。</p> <p>⑬情報照会結果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーが情報提供ネットワークシステムより受信した提供内容を中間サーバー連携サブシステムが取得し、番号管理連携システム内のDBに登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 番号管理連携システムを介し、庁内連携システム及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (番号管理連携システム)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の126</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2</p>

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」とある項(153の項)</p> <p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種台帳		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者	
その必要性	予防接種に関する業務を実現するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 予防接種対象者を正確に特定する必要があるため。予防接種対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握する必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) 予防接種の接種実績等を把握する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	健康推進部健康づくり課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN)	
③使用目的 ※	接種対象者の接種要件等を確認する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	健康推進部健康づくり課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①対象者抽出事務 予防疫種対象者を抽出する。 ②予防疫種入力事務 個人の予防疫種の情報を入力する。 ③予防疫種情報取込事務 予防疫種のパンチデータを取込する。 ④予防疫種照会事務 予防疫種の履歴の照会等をする。
	情報の突合	・対象者抽出の際に、住民票関係情報との突合を行う。
⑥使用開始日	令和3年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜草加市における措置＞

- ①特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。
- ②当該サーバへのアクセスは、権限管理により制限され、生体認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種台帳

1.氏名、2.生年月日、3.年齢、4.性別、5.住民コード、6.住民区分、7.住所、8.住民日、9.消除日、10.続柄、11.年度末年齢、12.電話番号、13.介護情報、14.メモ情報、15.接種種別、16.回数、17.接種日、18.診察区分、19.接種時年齢、20.LOT-NO、21.接種量、22.接種場所、23.予診医師名、24.接種医師名

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基本4情報、その他の住民表関係情報の入手は、住基システムに入力された情報を庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・健康管理システムは、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。 ・特定個人情報を使用できる業務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、静脈認証によるログイン管理を行っている。また、ユーザーIDのログ管理を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●職員により不正な操作や利用が行われるリスクに対する措置
 ①健康管理システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録し、必要に応じ、申請文書との整合性確認などを行う。
 ②健康管理システム利用職員に対しては研修を行い、目的外利用の禁止等について周知徹底する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項として、秘密保持、作業場所の特定、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止、委託目的以外の使用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、個人情報の返還又は処分、措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償等について定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●情報保護管理体制に不備があるリスクに対する措置
 ①委託先は委託元からの指示がない限り特定個人情報にアクセスできないこととするとともに、アクセスした場合については操作履歴(ログ)を記録することとしている。
 ②委託先への立ち入り調査を実施している。
 ③委託においては、国際的な情報セキュリティ規格であるISMSの認証取得を要件とし、一定以上の情報保護管理体制を備えていることを確認している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号管理連携システムにおける措置> ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 特に力を入れている</td> <td style="width: 50%;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号管理連携システムにおける措置> ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 特に力を入れている</td> <td style="width: 50%;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

●誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

●その他のリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>●物理的対策 <草加市における措置> ①特定個人情報を保管するサーバの設置場所は、監視カメラ等による入退室管理を行っている。また、入室に当たっては生体認証を導入している。 ②特定個人情報が記載された帳票等の可搬媒体はキャビネットに施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>●技術的対策 <草加市における措置> ①コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><草加市における措置></p> <p>①草加市情報セキュリティ対策基準において研修の実施が定められており、職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的に行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。</p> <p>②年度初めに、異動者及び新採用職員を対象に研修を行い、個人情報保護の重要性及び危機意識について十分に説明している。</p> <p>③他団体の情報セキュリティに関する事例を情報共有し、注意喚起を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-1156 【庶務課】048-922-0954
②請求方法	①開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部健康づくり課 048-922-1156
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、特定個人情報保護主管部署に報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 5. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	I 基本情報、6、②所属長の役職名	課長(兼)保健センター所長	課長	事後	組織改組による変更
令和4年12月7日	IV 1. ①請求先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	IV 2. ①連絡先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和5年3月29日	IV 1. ①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-1156 【庶務課】048-922-0954	事前	組織改組による変更
令和5年3月29日	IV 2. ①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-1156	事前	組織改組による変更
令和6年5月8日	I 基本情報、6、①部署	健康福祉部健康づくり課	健康推進部健康づくり課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. ⑥事務担当部署	健康福祉部健康づくり課	健康推進部健康づくり課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ④使用の主体 使用部署	健康福祉部健康づくり課	健康推進部健康づくり課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	IV 1. ①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-1156 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-1156 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改組による変更

令和6年5月8日	IV 1. ②請求方法	①開示は、草加市個人情報保護条例第16条及び17条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、草加市個人情報保護条例第26条及び27条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	① 開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ② 訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年5月8日	IV 2. ①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-1156	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部健康づくり課 048-922-1156	事後	組織改組による変更
令和7年2月10日	I 1. ②事務の内容	●事務全体の概要 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	●事務全体の概要 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	法改正に伴う修正
令和7年2月10日	I 4. 個人番号の利用	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の93の2項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の126	事前	法改正に伴う修正
令和7年2月10日	I 4. 個人番号の利用	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	事前	法改正に伴う修正

令和7年2月10日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p>	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153の項)</p>	事前	法改正に伴う修正
令和7年2月10日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)</p> <p>(別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)</p>	<p>●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第22号)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第155条)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第155条)</p>	事前	法改正に伴う修正

<p>令和7年2月10日</p>	<p>Ⅲ6. リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法第19条第14号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p>事前</p>	<p>法改正に伴う修正</p>
------------------	--------------------------------	---	--	-----------	-----------------

令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153の項)</p>	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」とある項(153の項)</p>	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第22号)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第155条)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第155条)</p>	<p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅱ6. 特定個人情報の保管・消去	<p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. リスク2:不正な提供が行われるリスク	<p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去	①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ9. 従業員に対する教育・啓発	①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	①IPA (情報処理推進機構) が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則 (接続運用規程等) や情報セキュリティに関する教育を年次 (年2回) 及び随時 (新規要員着任時) 実施することとしている。	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	<p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
----------	-----------------	--	--	----	----------------